

1. 利用可能な日及び利用時間

- ご利用いただくことができる日は、年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）及び祝祭日を除く、月～土曜日です。
- 利用時間は、午前9時から午後9時迄です。
ただし、土曜日は午後1時から午後7時までとさせていただきます。準備及び後片付けの時間を含みます。
- 連続してのご利用は、原則として5日以内とさせていただきます。

2. 申込み手続き

【受付時間】

- 予約及び申込書の受付は、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く日の午前9時から午後5時30分迄です。

【予約の取扱い】

- 原則として6ヶ月前からご予約を受付ます。ご予約はお電話で受付ます。
なお、年間計画に基づくセミナー等で定期的にご利用の場合については、担当までご相談願います。
不確実なご予約の場合は、お受けしないこともあります。
予 約 先：当センター総務企画部貸室担当者
電話 029-858-6052
- 予約は、次のとおり申込書のご提出がないときは、予約はなかったものとみなします。
ア)「大ホール」及び「研修室A」
遅くとも利用開始日の1ヶ月前まで
イ)「その他の研修室」
遅くとも利用開始日の2週間前まで

【申込書の提出】

- ご予約後速やかに「申込書」をご提出ください。申込書は、当センターホームページ (<http://www.tsukuba-tci.co.jp>) の貸会議室のページからダウンロードいただけます。
- 申込書は、ご持参、ご郵送又はE-mail、FAXのいずれかの方法でご提出ください。
提 出 先：当センター総務企画部
E-mail kashikaigishitsu@tsukuba-tci.co.jp
FAX 029-858-6014
- 急遽ご利用になる事情が生じたときは、申込書を利用日の前日（夜間のご利用の場合は10日前）までにご提出いただければ、お受けしますが、利用者が取り消した場合は違約金の対象となりますので、ご了承ください。

【利用の承認】

- 申込書を審査後、利用承認書を交付いたします。これをもって承認とします。
ただし、次のいずれかに該当するときは、ご利用をお断りします。不承認の理由については、一切お答えできません。
また、これにより損害が生じても、センターは一切の責めを負いません。
《不承認事項》
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき
(2) センターの建物又は設備等を汚損、損傷又は滅失するおそれがあるとき
(3) センターの入居者及び他の利用者等に迷惑を及ぼすおそれがあるとき
(4) センターの社会的信用に影響を及ぼすおそれがあるとき
(5) センターの管理運営上支障があると認められるとき
(6) これまでに承認取り消しを受けているとき
(7) 暴力団員、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき
(8) その他不相当と認められるとき

3. 利用料の支払い

- 利用料は、初めてご利用の場合は、請求書に基づき利用日までにお支払いください。ご利用の実績がある場合は、利用後、請求書記載の支払い期日までにお支払いください。
- 現金又は銀行振込でお支払いください。現金の場合は、センターの窓口にてお支払いください。
銀行振込の場合の手数料は、お客さまのご負担とさせていただきます。

4. 違約金の支払い

- 利用者の都合により申込みを取り消されたときは、次のとおり違約金をいただきます。
ア)「大ホール」及び「研修室A」
・利用日の1ヶ月前から2週間前までの取り消し
利用予定料金（室料）の50%

- ・利用日13日前から当日までの取り消し
利用予定料金（室料）の100%
- イ)「その他の研修室」
・利用日の2週間前から前日までの取り消し
利用予定料金（室料）の50%
- ・利用日当日の取り消し
利用予定料金（室料）の100%

- 申込みいただいた部屋又は利用日を変更したときも違約金をいただきます。
- 既に利用料を納付いただいている場合は、違約金に充当させていただきます。

5. 利用承認の取消等

- 次のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用条件を変更し、若しくは退去いただくことがあります。これにより損害が生じても、センターは一切の責めを負いません。
(1) 本約款に違反したとき
(2) 申込書の記載内容と事実と相違があるとき
(3) 申込書を受け付けた後、前記2の不承認事項に該当することが判明したとき
(4) センターの管理運営上、やむを得ない事由が生じたとき

6. 禁止行為

- 次の行為は禁止します。
(1) 利用の承認によって生じる権利の他への譲渡又は転貸
(2) 他人に危害を及ぼし又は迷惑となる行為
(3) 火気、危険物、制限を超える重量物その他センターが不相当と認めるものの持ち込み
(4) センター内の共用部分以外の場所への立ち入り。
(5) センターの許可を受けない物品等の販売行為
(6) 不祥事・トラブルが生じるおそれのある会員等の勧誘行為
(7) 消費者被害が生じるおそれのある行為
(8) 床、壁、天井、扉等への造作
(9) 付属設備等の所定の場所以外への移動
(10) 指定の場所以外での喫煙
(11) その他センターが不相当と認める行為

7. 利用者の義務

- 研修室等は良好な状態で利用するとともに、利用を終了したとき（承認を取り消されたときを含む）は、利用前の状態にして戻してください。

8. 利用者の損害賠償

- ご利用になった施設、設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、利用者による損害を賠償していただきます。

9. センター内の事故等

- 利用者及び参集者の身体、財産に損害が生じた場合、センターに重大な過失がない限り、その責めは負いません。

10. その他

- (1) 駐車場は、構外駐車場を無料でご利用いただけます。その際、予め利用台数をお知らせください。なお、満車になる場合もありますので、ご了承ください。
また、駐車場内での事故等については、センターでは一切責任を負いません。
- (2) 事前に、消火器の設置場所や非常口及び避難経路を確認し、火災発生時の際は消火活動や避難誘導にご協力ください。
- (3) 飲食物の持ち込みはお断りいたします。センター内の売店(TEL:029-855-8213)又はレストラン(TEL:029-859-3760)をご利用ください。
- (4) 利用により生じたゴミ等は、お持ち帰りください。
- (5) 外部からの電話の取り次ぎ、又は放送による呼び出しはいたしません。
- (6) センターの代表番号は、催事案内や事務局の連絡先として利用しないでください。
- (7) 審査にあたり、暴力団員等でないことを表明、確約する誓約書を提出していただくことがあります。